

「日医標準レセプトソフト」

ORCA Project

平成 1 8 年 8 月 老人保健医療改正対応

平成 1 8 年 8 月 1 日

社団法人日本医師会

老人保健法改正
による改正概要

老人保健法施行令等の一部を改正する政令概要

1. 70歳以上の現役並み所得者に係る基準の設定

課税所得額 145万円 (現行と同額)

収入額

(高齢者複数世帯) 621万円 520万円

(高齢者単身世帯) 484万円 383万円

2. 低所得区分の対象範囲の拡大

[改正内容]

低所得者 区分の判定に当たっては、雑所得の算定に係る公的年金等控除額について、現在「65万円」を適用しているところであるが、平成18年8月より「80万円」を適用することとする。

3. 老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

老人医療受給対象者等」には70歳以上の高齢受給者を含む。

(1) 経過措置内容

低所得者の自己負担限度額は、世帯員全員が非課税の場合に適用されるものであるが、老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴い、世帯員のうち一部(例えば夫)が課税者となるが、一部(例えば妻)は非課税者の場合、平成18年8月から2年間、非課税者(例えば妻)について、低所得 の限度額とみなす。

また、食事の標準負担額についても低所得 の額とみなす。

(2) 経過措置対象者

地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者(前年の合計所得金額125万円以下であって平成17年1月1日現在において65歳以上のもの)と同一世帯の市町村民税非課税である老人医療受給対象者等。

4. 公的年金等控除の見直しに伴う経過措置

(1) 経過措置内容

公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する70歳以上の者については、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般とみなす。

(2) 判定基準

課税所得額 145万円以上213万円未満

収入額

(高齢者複数世帯) 520万円以上621万円未満

(高齢者単身世帯) 383万円以上484万円未満

老人保健法改正による改正概要	<p>5. 施行及び適用</p> <p>公布日施行とする。 平成18年度の現役並み所得者の判定等から適用するため、老人保健及び国民健康保険については平成18年8月から適用とする。 健康保険、船員保険、国家公務員共済及び地方公務員等共済については、2.及び3.については平成18年8月から、1.及び4.について平成18年9月から適用することとなる。</p>
日レセでの対応方法について	<p>1. 医療機関で必要な作業</p> <p>(1) 改正対応プログラムを提供しますので、「03 プログラム更新」より適用を行います。</p> <p>(2) 保険番号マスタを提供しますので、「92 マスタ更新」画面よりマスタ更新作業を行います。 更新終了時に保険番号マスタのレコードver(自)がR-020800-20060801-1であることを確認します。 処理終了後は保険番号マスタに "978" 一般(経過措置) "979" 低2(経過措置) が登録されます。</p> <p>(3) 今回の改正による負担割合の変更が発生する患者について主保険(前期高齢者)又は老人保健の適用期間を区切り、新たな給付割合で主保険又は老人保健を追加入力します。</p> <p>(4) 医療受給者証等に「自己負担限度額一般適用」と記載された2割(10月以降は3割)負担患者について、負担計算時に識別を行う為患者登録画面(P02)の公費入力欄へ"978"を追加入力します。 この際、有効終了日の入れ忘れに注意してください。 "978"と"979"は入力を行っても、保険組合せには含まれません。</p> <p>(5) (4)で"978"を追加入力された患者については負担計算を2割で行いますが、自己負担上限額については一般の金額(外来12000円・入院40200円)が適用されます。(現物給付の患者が対象) 対象者 外来 : 在総診+高齢者(27老人又は前期高齢者) 入院 : 高齢者(27老人又は前期高齢者)</p> <p>(6) 保険番号"979"低2(経過措置)については、医療受給者証より低所得の経過措置患者であることが判れば、公費入力欄へ追加入力を行ってください。この入力を省略されても窓口負担計算への影響はありませんが、レセプト等で経過措置患者であることの記載が必要となった場合に必須となります。</p> <p>(7) 今回の改正による経過措置患者のレセプト記載については、記載方法が確定した時点で対応を行うこととします。</p>